

熊本市農業集落排水処理施設条例の一部改正について

熊本市農業集落排水処理施設条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

熊本市農業集落排水処理施設条例（平成22年条例第73号）の一部を次のように改正する。

第16条中「同じ。）」の次に「の間」を加える。

別表第2中「874.28円」を「890.47円」に、「14.39円」を「14.65円」に、「128.57円」を「130.95円」に、「169.71円」を「172.85円」に、「205.71円」を「209.51円」に、「246.85円」を「251.42円」に、「287.99円」を「293.32円」に、「334.28円」を「340.47円」に、「12.34円」を「12.56円」に改め、同表備考第3項中「もの」を「公衆浴場」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熊本市農業集落排水処理施設条例（以下「新条例」という。）別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の直近の定例日（新条例第16条の定例日をいう。）以後の排除汚水量（同条の排除汚水量をいう。以下同じ。）に係る使用料について適用し、同日前の排除汚水量に係る使用料については、なお従前の例による。

( 提出理由 )

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）の規定による消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の一部改正等に伴い、農業集落排水処理施設の使用料の改定をする等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。